

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		改葬の許可		
根拠例規及び条項		墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号） 第 5 条 第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十四号）第二条		
	基 準	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十四号）第二条の規定による申請書の提出による。</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）</p> <p>二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）</p> <p>三 埋葬又は火葬の場所</p> <p>四 埋葬又は火葬の年月日</p> <p>五 改葬の理由</p> <p>六 改葬の場所</p> <p>七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）</p> <p>二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本</p> <p>三 その他市町村長が特に必要と認める書類</p>		
	設定年月日	平成 24 年 7 月 25 日	最終変更年月日	
	標準処理期間	総日数 ～ 7 日程度（注：休日は含まない。）		
標 準 処 理 期 間	内 訳	<p>経由機関 日（機関名 ）</p> <p>協議機関 日（機関名 ）</p> <p>処分期間 7 日</p>		
	設定年月日	平成 24 年 7 月 25 日	最終変更年月日	
	備 考			